# 訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年度診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション「ゆうわ」では利用者宅訪問時にオンライン資格確認システムにて、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

## 【施設基準】

- 1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用によ る請求を行っていること
- 2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有していること
- 3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること
- 4.3の事項について、ウェブサイトに掲載していること

### 【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイ ドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご 利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

### 【資格情報の提供について】

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月1日 訪問看護ステーション「ゆうわ」